

平成 26 年兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科規程第 5 号
地域資源マネジメント研究科教員選考準備委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地域資源マネジメント研究科教員選考規程（平成 26 年兵庫県立大学大学院 地域資源マネジメント研究科規程第 3 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、地域資源マネジメント研究科教員選考準備委員会（以下「準備委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 準備委員会は、教員の選考準備に関する事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、地域資源マネジメント研究科教授会で選出された委員 3 名をもって組織する。

(任期)

第 4 条 前条に定める委員の任期は、当該人事案件が理事会で選考され決定されるまでとする。

(委員長)

第 5 条 準備委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 準備委員会は、委員長が招集する。

2 準備委員会は、委員の 3 分の 2 を越える出席がなければ、会議を開くことができない

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めた場合は、準備委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、準備委員会の運営に関して必要な事項は、準備委員会が定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。